

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第五（第九条の八関係）							
種類	支給される職員の範囲	支給額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
野外訓練 ・演習従 事手当	(略)	(略)	(略)	野外訓練 ・演習従 事手当	(略)	(略)	(略)
共同・統 合訓練演 習従事手 当	自衛隊及び外国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練若しくは演習又は統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練若しくは演習であつて防衛大臣の定めるものの実施に関し、必要となる事項の立案、総合調整、統制業務その他の防衛大臣の定める業務（一日の業務時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日	業務一日につき七百十円	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>犯則取締 等手当</p>	<p>日本国外において刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として防衛大臣の定める業務に従事する自衛隊法施行令第百九条第二項に規定する警務官等</p>	<p>業務一日につき五百五十円</p>
<p>野外整備 作業手当</p>	<p>野外における整備に関する業務のうち、防衛大臣の定める危険又は困難を伴うものに従事する陸上自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限り、航空手当の支給を受ける者を除く。）</p>	<p>業務一日につき六百円</p>
<p>北部地域 野外作業 手当</p>	<p>北海道に所在する部隊のうち厳しい自然環境において活動するものとして防衛大臣の定めるものに所属し、野外において防衛大臣の定める作業（一日の作業時間が一時間未満であるものを除く。）に従</p>	<p>作業一日につき千二百円</p>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

作業外被	(略)	夏服(上衣及 びズボン又は スカート)	(略)	品目	数量	陸上自衛官又は陸上自衛隊の自衛官候補生
						海上自衛官又は海上自衛隊の自衛官候補生
						航空自衛官又は航空自衛隊の自衛官候補生
(略)	(略)	二組	(略)			
(略)	(略)	三組	(略)			
(略)	(略)	三組	(略)			

別表第九(第十七条関係)
イ

備考 一〇六 (略)	事 す る 職 員

作業外被	(略)	夏服(上衣及 びズボン又は スカート)	(略)	品目	数量	陸上自衛官又は陸上自衛隊の自衛官候補生
						海上自衛官又は海上自衛隊の自衛官候補生
						航空自衛官又は航空自衛隊の自衛官候補生
(略)	(略)	二組	(略)			
(略)	(略)	三組	(略)			
(略)	(略)	二組	(略)			

別表第九(第十七条関係)
イ

備考 一〇六 (略)	

口・八 (略)	備考 一〇五 (略)	(略)	略帽	(略)	作業下衣
		(略)		(略)	
		(略)	二個	(略)	
		(略)	一個	(略)	二着

口・八 (略)	備考 一〇五 (略)	(略)	略帽	(略)	(新設)
		(略)		(略)	(新設)
		(略)	二個	(略)	(新設)
		(略)		(略)	(新設)